

# 保險商品審査事例集

令和5年2月

金融庁監督局保険課

## 保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅳにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当庁と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当庁の考え方を明らかにすることにより、商品審査における深度ある双方向の議論と、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することが期待される。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社において、創意工夫を凝らした商品開発等が行われることを期待する。

本事例集は、昨事務年度後半から本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

### 1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）法第5条第1項第3号ロ（差別的取扱い）、同号ハ（公序良俗）

##### 《一時金形式の医療保険におけるモラルリスク対策》

入院をした場合に一時金形式で給付金を受け取ることのできる医療保険において、睡眠時無呼吸に関する支払いに関して、モラルリスクを予防する観点から、睡眠時無呼吸に係る2日以内の入院であって、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合には、入院給付金を支払わないこととした。

（コメント）睡眠時無呼吸の診断に当たっては、夜間睡眠時の呼吸数を測定するために1泊2日での検査入院が行われている実態があるが、入院をした場合に一時金形式で給付金を受け取ることのできる医療保険において、多件数の保険に加入し、睡眠時無呼吸に係る検査入院をすることで多額の給付金を受け取る事象が複数件確認される等、モラルリスクの疑いのある事案が発生している。

このため、当社では当初、睡眠時無呼吸に係る1泊2日の検査入院について一律支払対象外とすることを検討していたが、不当に差別的な取扱いとならないよう、1泊2日の検査入院であっても睡眠時無呼吸との診断を受けた場合には支払対象とすることとした。

なお、このようなモラルリスクについては、日帰り入院からまとまった給付金を受け取れる一時金型入院保障商品において特に生じる問題であり、保険の負の効用ともいえるものである。このため、商品設計において、保障内容の簡明性と加入者相互の公平性を保つ観点から、モラルリスクの混入対策について十分な検討が必要である。

(2) 法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)、規則第11条第1号(保険契約者等の需要と利便)

《保障見直し制度に係る基礎書類規定化》

既契約等の保障内容を見直す際の、顧客視点に立った契約乗換え制度(以下、保障見直し制度)の一つである「条件付解約制度」(※)について、これまでは実務上の運用として行っていたものを、約款等に明記することとした。

(コメント) 保障見直し制度の一つとして多くの会社が導入している「条件付解約制度」について、当社では、これまで実務上の運用として行っていたものを、約款等に明確化した事案である。

保障見直し制度については、多くの会社が規定化を進めている一方で、実務上の運用として行っている会社もあると認識しており、顧客の権利を担保する観点や、実務上の運用とした場合の対応漏れリスクの観点から、約款等に明記することが望ましいものと考えられる。

※ 条件付解約制度: 既契約を解約し新契約に加入する場合において、保険期間を途切れさせることなく、新契約の締結と既契約の解約を行う制度

(3) 法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)、規則第11条第1号(保険契約者等の需要と利便)、法第5条第1項第4号イ(保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性)、指針IV-5-1(3)(基礎データの信頼度に応じた補整)

《がん経験者の保険加入可能性及び保障範囲の拡大》

これまで、がんの経過観察中やがんの疑いがある場合には一律引受謝絶としたり、過去にがん罹患したことがある場合には保障内容を制限した専用商品を提供したりするなど、保険引受上一定の制限を設けていたところ、前者については一部の特定の部位を不担保とすること等で引受可能としたほか、後者についても経験者保険料率を創設することで、通常商品と同様の保障内容を提供することとした。

(コメント) 保険会社においては、保険引受リスク管理の観点から、①がんの経過観察中やがんの疑いがある場合には、がん保険の引受を一律謝絶としたり、②過去にがん罹患したことがある場合には、一定期間経過後に通常より保障内容が制限された商品への加入に限定したりすることが一般的である。

当社は、自社の支払実績データに基づき、①の場合でも、特定の部位の状態によっては、一定の要件を付すことにより引受リスクのコントロールが可能であるとして引受可能としたほか、②の場合でも、専用の保険料率を適用することで、通常と同様の保障を提供することとした。これは顧客本位の観点から、がん経験者等にも可能な限り保障を提供できるよう工夫を行ったものであり、契約者等の需要及び利便に適合したものと考えられる。

なお、自社の支払実績データにおけるがん保険等の経験値を活用し、がん経験者の仮想集団を作成する場合には、引受対象となる経過要件等（例：最後の治療から5年以上）を適切に考慮及び反映することが必要となる。

**（４）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、指針IV-1-11（法人等向け保険商品の設計上の留意点）**

《法人に販売する終身保険等に係る保険本来の目的を逸脱した募集を防止する態勢整備》

法人が保険契約者となる保険契約を募集するにあたり、保険本来の趣旨を逸脱する募集活動が行われないよう、商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動等に対する措置を講じる旨を事業方法書に規定した。

（コメント）事業方法書において、「保険本来の趣旨を逸脱する募集活動が行われないよう、商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動等に対する措置を講じる」旨を規定している会社は多いが、このような理念的な規定だけでなく、具体的かつ実効的な募集管理態勢等を整備することが重要である。

どのような態勢を整備すべきかは、保険会社さらには商品により異なるが、上記に係る事業方法書の審査の過程において、当社が、保険本来の趣旨を逸脱する可能性がある契約内容の変更手続について、現場から離れた本社部門が客観的なデータに基づいたモニタリングをタイムリーに行う態勢を整備するとの方針であることを確認し認可した。

## 2. 生命保険商品（算出方法書）

### （1）法5条第1項4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性および妥当性）

《外貨標準責任準備金制度導入への対応》

積立型の保険で積立利率が毎月変動する以下のような特殊な外貨建養老保険に対する外貨標準責任準備金制度の適用において、基本保険金額（最低保証積立利率で計算した保険金額）に標準死亡率、標準利率等を適用し責任準備金を評価しようとしていたところ、積立利率が最低保証積立利率を上回った場合に各期末において見積もられる将来の増加保険金額部分も責任準備金の評価対象とした。

＜商品の特徴＞（イメージ図参照）

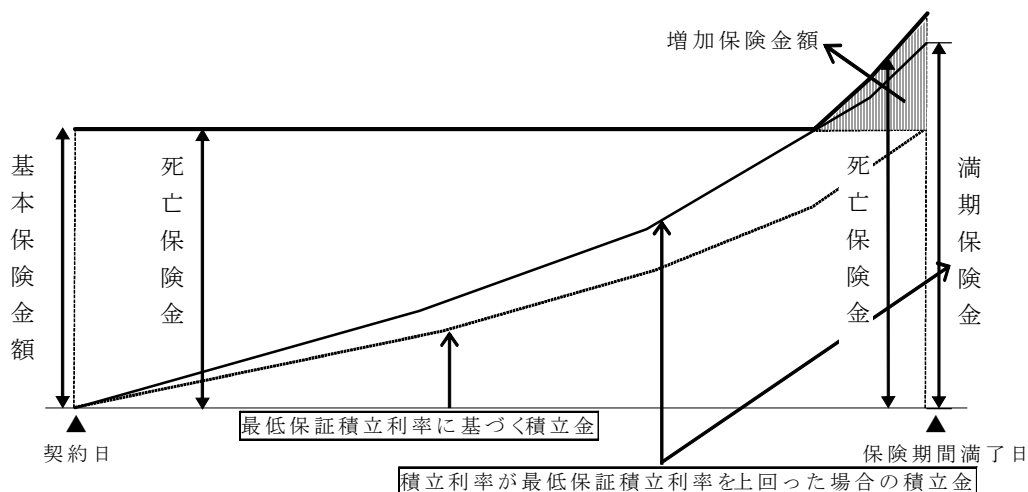
- ・ 積立利率が毎月変動する積立利率変動型外貨建養老保険で、積立期間（保険料払込期間）中に死亡等が発生した場合には、死亡保険金等が支払われるとともに、満期時には満期保険金が支払われる。
- ・ 死亡保険金額と満期保険金額は、最低保証積立利率に基づき計算される基本保険金額が最低保証されている。
- ・ 積立利率が最低保証積立利率を上回れば保険金は増加する仕組みだが、積立期間中に積立利率が最低保証積立利率を上回っただけでは増加することはなく、積立金が基本保険金額を上回って初めて増加保険金額が基本保険金額に上乗せされる。

（コメント）当社は、将来法による責任準備金の計算において、当初以下の理由から基本保険金額に増加保険金額を加味する必要はないとしていた。

- ・ 積立利率が最低保証積立利率を上回れば、その時点の積立金は増加する。
- ・ 期末責任準備金は、基本保険金額に標準死亡率、標準利率等を適用した将来法による責任準備金と上記増加後積立金のいずれか大きい方に基づいて評価する。
- ・ 増加保険金額は積立金の増加により期末責任準備金に反映されるため、基本保険金額に増加保険金額を加味し将来法による責任準備金を計算する必要はない。

しかしながら、基本保険金額のみに基づく将来法による責任準備金が、増加後の積立金を上回る場合、期末責任準備金が増加保険金を加味せずに計算され、過少評価されることから、基本保険金額に増加保険金額を加味し、将来法による責任準備金を評価することとした。

## 【イメージ図】



### 3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）法第3条第5項第1号（損害保険性）

《保険価額を超える約定保険価額の設定：特約自由事案》

新車特約とセットで付帯可能な特約として、電気自動車等買替費用特約を新設するに当たっての確認。

代替自動車として電気自動車等へ買い替える場合に、その買替費用を「新車保険価額+100万円」を限度に補償を提供することは可能か。（照会）

（コメント）脱炭素社会の実現への貢献のひとつとして、一部の企業において、ガソリン車から電気自動車等へ買い替えようとする動きがある。他方、現時点において、一般的に電気自動車等の価格はガソリン車の価格を相応（100万円以上）に上回ることから、電気自動車等への買替費用を補償する場合には、その支払限度額（約定保険価額）が「損害てん補の原則」との関係（保険法第18条第2項ただし書きの適用）で問題にならないか、電気自動車等への買替えが行われなかった場合の補償をどうするかについて整理する必要がある、照会への回答に当たっては、以下の点について確認した。

- ・ 対象となる契約者において、ガソリン車から電気自動車等への買替えが行われる蓋然性が高いこと。

例えば、企業において電気自動車買替計画等を組織決定し、社有車の電動化に取り組んでいるなど、全損時に電気自動車等へ買い替える蓋然性が高い契約者を対象とすることが考えられる。また、不当利得とならないよう、保険契約の対象自動車が電気自動車等である場合には引受対象外とすることが考えられる。

・ 買替費用限度額の設定に当たっては、新車保険価額との差額が合理的に設定されており、過剰な補償ではなく損害てん補の範囲内であると認められること。

例えば、保険契約の対象自動車となっているガソリン車と同等車格の電気自動車等の価格差をもとに最低限の差額を限度額として設定することが考えられる。

・ 支払要件を全損時等に限定し、買替えを要件としていること。

モラルリスク・不当利得への対策として、セットで付帯する新車特約の支払要件に合わせ、全損または修理費が新車保険価額の50%以上の場合（盗難事故は対象外）に対象事故を限定し、実際に電気自動車等へ買い替えることを要件とする。なお、契約者側の事情の変更により電気自動車等への買替えが行われない場合には、特約の取消しや保険料の返還等を求めることができない点を適切に説明する必要がある。

## **（２）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、規則第11条第1号（保険契約者等の需要と利便）**

《社会問題に対応した商品の提供（不正な保険金請求の抑止）》

- ① 建物を保険の対象とする個人向け火災保険において、損害が生じた日から一定期間内に被保険者が事故発生の直前の状態に復旧した場合又は保険金請求時に被保険者が建物の復旧に関する確約書を保険会社へ提出して保険会社はその内容を承認した場合（確約書払い）に限り保険金を支払うこととした。
- ② 建物を保険の対象とする個人向け火災保険において、事故時に保険会社指定の工務店を利用することを条件に保険料の割引（※）を行うこととした。  
※ 保険会社と指定工務店の間で修理費単価を協定することにより支払保険金総額を抑制し、それを原資に保険料を割り引くもの。

（コメント）これまで保険会社は、復旧の有無にかかわらず修理見積書等をもとに保険金支払いを行うことが一般的であったが、近年、住宅不正修理業者がこの仕組みを悪用し、自然災害とは無関係の損害（経年劣化等）をもとに、実際に修理を行わないにもかかわらず高額な修理見積りを行い、支払われた保険金の一部を成功報酬として受け取るといったトラブルが増加している。

①の商品改定は、こうした不正な保険金請求を抑止しようとするものであり、保険契約者等が不正請求事案に巻き込まれることを防ぐことも目的としている。他方、保険契約者等の立場からは、保険金請求に当たって従来要件とされていなかった建物の復旧を請求前に求められることにより、保険金受取のタイミングが遅くなり復旧費用の立替えが必要となるといった影響も考えられるところ、需要・利便の観点から保険契約者等の保護に欠けるものでないか慎重に審査した。

本件では、こうした影響を最小限にするため、確約書払いを導入するなど保険契約者等の利便性を大きく損なわない対応も併せて導入しており、社会問題への対応とし

て意義があるものと考えられる。

②の商品改定は、①と同様に不正な保険金請求を抑止することに加えて、事故時に当社指定の工務店を利用することで保険契約者等自身が工務店を探す手間を省略し、更に保険料の割引が受けられるようにするものである。他方で、保険契約者等が利用可能な工務店が限定されるといったデメリットもあると考えられるところ、需要・利便の観点から保険契約者等の保護に欠けるものでないか慎重に審査した。

本件では、こうしたデメリットも保険契約者等が十分納得のうえ契約する態勢を整えることが重要との認識を共有し、募集時の説明フローも確認した。

#### 4. 損害保険商品（算出方法書）

##### （1）法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性） 《テレマティクス自動車保険における基礎データの同一性》

現行、保険会社が貸与するデバイス（車載器またはドライブレコーダー）により収集した運転挙動情報（速度、加速度等）に基づき運転特性割引を適用しているところ、新たにテレマティクス事業者（注）が提供するデバイスにおいて運転挙動情報の収集を行い、その収集した情報に基づき運転特性割引を適用可能とすることとした。

（注）独自のデバイスを顧客へ提供（または貸与）し、そのデバイスから取得したデータを基に車両の状態（故障など）を把握した上で顧客へ適切なタイミングでの車両整備案内を行うなどの各種サービスを提供する事業者

（コメント）保険会社が貸与するデバイスと他の事業者が提供するデバイスとで同一のデータが取得できることを前提とした商品を組成する場合には、保険会社が貸与するデバイスと取得できるデータに大きな差異がなく、それぞれのデバイスを使用している契約者集団の間において運転挙動と保険事故の相関性についても大きな差異がないことを確認する必要がある（令和4年7月公表の事例集《テレマティクス自動車保険における料率算出に係る基礎データの取り扱い》参照）。

本件では、他の事業者が提供するデバイスにより、保険会社が想定するデータが取得できることを保険会社自身で確認することとしているか、事後にも取得データに変化がないかモニタリングすることとしているかを確認した。

なお、本件のような異なるデバイスを使用して運転特性割引を行う場合には、それぞれのデバイスから収集したデータ同士の相関等の数値評価のみならず、デバイスの違いにより保険商品として生じる差分（割引率が変わる契約者がどの程度生じるか等）の評価を行う必要があることについても審査の過程で認識を共有した。



## (2) 法第 300 条第 1 項第 5 号 (特別利益の提供)

### 《付加保険料割引の基礎書類・社内規定の運用》

保険会社から通信機能を備えたオリジナルのドライブレコーダーを貸与し、事故発生時に保険会社へ自動通報を行うサービス等を提供する特約を付帯した新規契約 (純新規契約および他社移行新規契約) に対して付加率割引を導入する。

(コメント) 付加保険料の設定については、算出方法書上は定性的な表現で記載することが許容されており、原則として審査の対象外である。ただし、料率三原則<sup>※1</sup>を満たしていない付加保険料の割引は、保険業法第 300 条第 1 項第 5 号 (特別利益の提供) に抵触する可能性がある。

本件は、当社指定のドライブレコーダーを貸与した新規契約とそれ以外の契約における継続率の差に着目した付加保険料割引であり、基礎書類 (算出方法書) の変更を伴わないものとして、当初審査外で相談があったものである。その中で、本件割引は事業費の削減効果を適切に反映したものであり、料率三原則を満たしたものであることが確認できたことから、本割引を算出方法書に明記し、同条第 2 項 (特別利益の提供の適用除外) の対象となることを明らかにしたものである<sup>※2</sup>。

なお、算出方法書に割引を記載する際、具体的な割引率等を直接記載せず、社内規定に記載することも認められるが、当該社内規定を変更する際は、当庁に事前に説明を行う必要がある<sup>※3</sup> ことについて認識を共有した。

- ※1 合理的かつ妥当であり、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ※2 明らかに料率三原則を満たすと判断 (証明) できる場合は当庁の審査なしに実施することができる。
- ※3 ポイント付与についても、付与率等を社内規定に定めている場合、記載内容の変更を行う際は、当庁に事前に説明を行う必要がある。